

熊本北部浄化センターの放流水質の概要

・水質汚濁防止法の全ての項目で
排水基準以下となっています

●濃度の測定結果

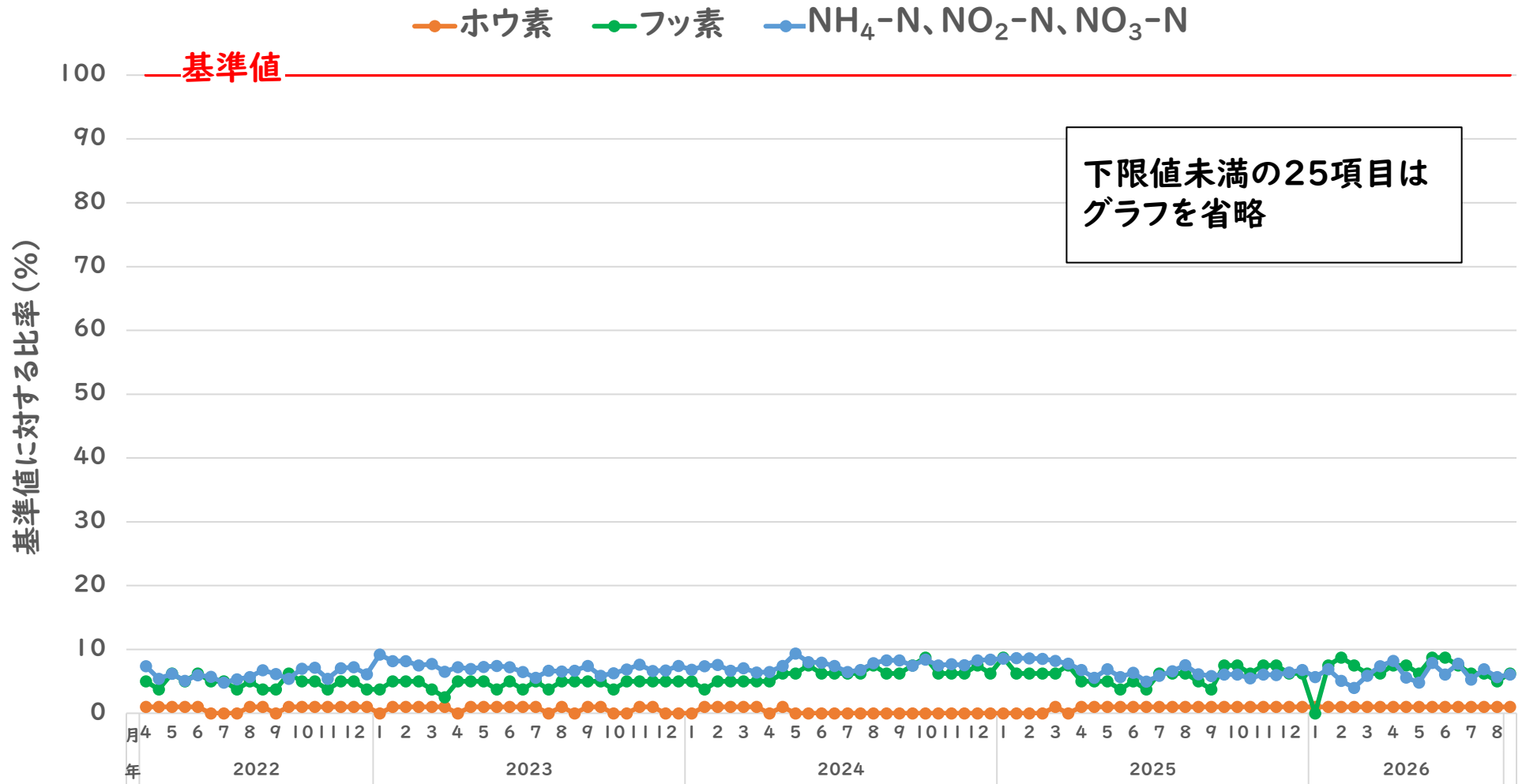
根拠法令	項目の区分	濃度の状況
水質汚濁防止法	健康項目 (28項目)	25項目については、下限値※1未満 - その他の3項目（ホウ素、フッ素、$\text{NH}_4\text{-N}$・$\text{NO}_2\text{-N}$・$\text{NO}_3\text{-N}$）においても、基準値※2以下で推移
	生活環境項目 (15項目)	9項目については、下限値※1未満等（pHは7前後で推移） - その他の6項目（BOD、COD、SS、T-N、T-P、亜鉛）においても、基準値※2以下で推移

※1） 下限値とは、報告下限値（水質検査受託者に報告を求める測定値の下限）であり、「公共用水域水質測定結果の報告について（環境省通知）」を準用して設定

※2） 基準値とは、水質汚濁防止法に基づく排水基準値

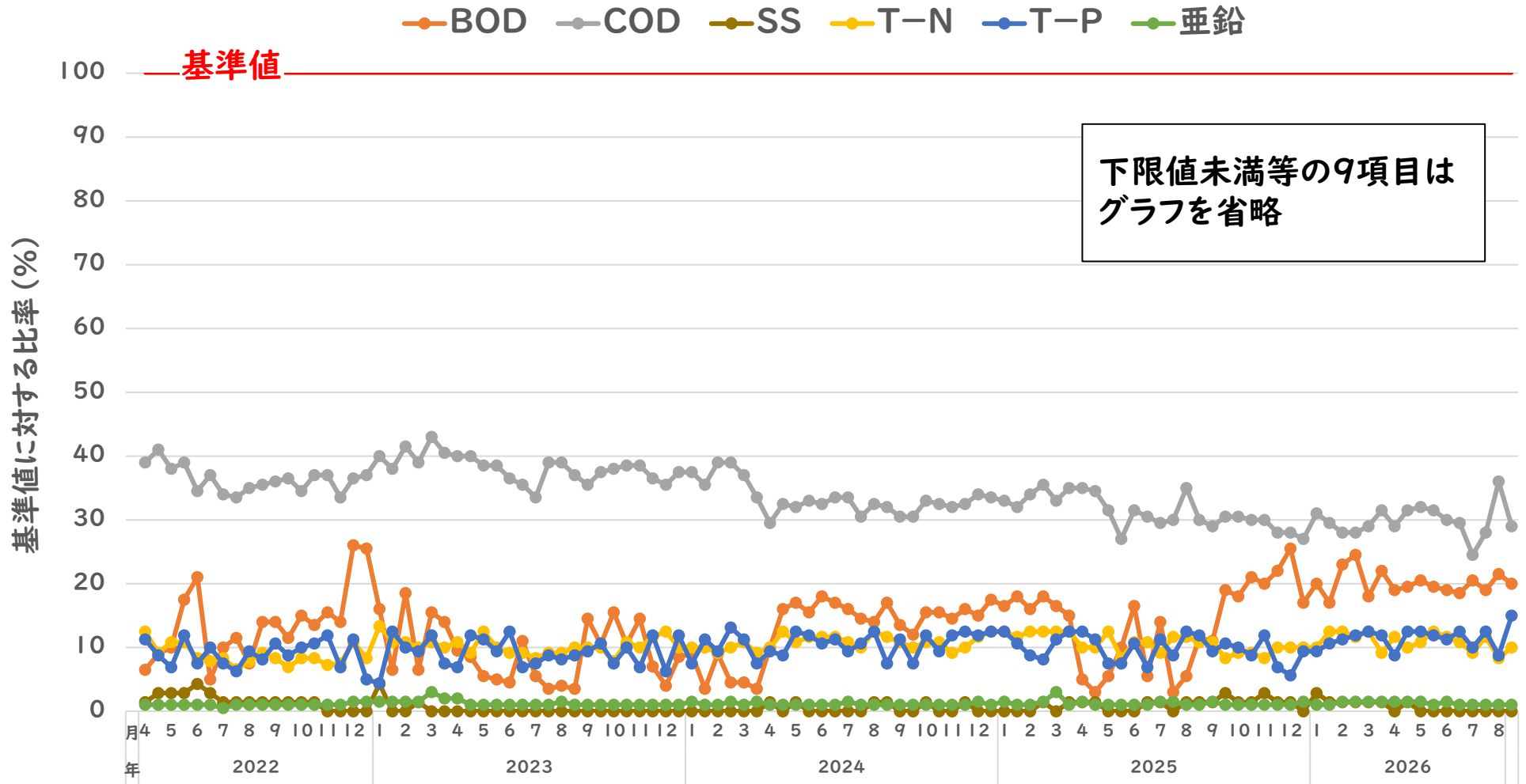
※3） 放流水質の詳細は、分析結果一覧を参照

健康項目の状況（基準値に対する比率）



※ 基準値とは、水質汚濁防止法に基づく排水基準値

生活環境項目の状況（基準値に対する比率）

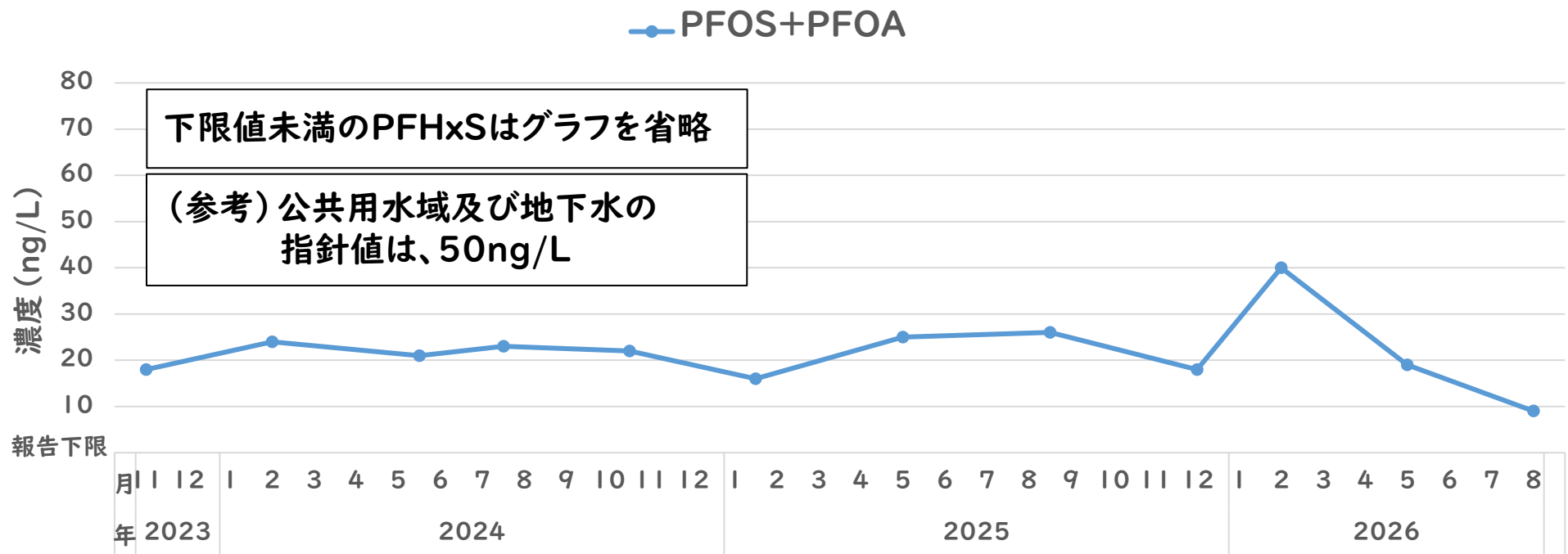


※ 基準値とは、水質汚濁防止法に基づく排水基準値

参考：その他（PFOS+PFOA、PFHxS）の状況

- ・水質汚濁防止法以外の項目として、PFOS+PFOA、PFHxSを測定
- ・PFOS+PFOA は、10~40ng/Lを推移

※ただし、PFOS+PFOA、PFHxSには、放流水の基準は設定されていない



※ PFOS+PFOA、PFHxSに排水基準等は設定されておらず、法に基づく規制や測定項目としての規定がない。
また、PFOS+PFOAの指針値50ng/Lは、公共用水域及び地下水に対し設定されており、浄化センター放流水は適用対象外